

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和7年度)

作成日 2025/09/01

最終更新日 2025/10/01

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和7年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人愛媛大学
法人の長の氏名		仁科 弘重
問い合わせ先		総務部総務課（TEL:089-927-9013、E-mail: soumu@stu.ehime-u.ac.jp）
URL		https://www.ehime-u.ac.jp/

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	経営協議会は、令和7年6月5日（木）に大学から書面により各原則等の適合状況について説明を受けました。その後、令和7年9月30日（火）開催の経営協議会にて、各委員からの意見に対する大学の考え方及び適合状況並びに公表事項の確認などの審議を行いました。 経営協議会は、愛媛大学が、国立大学法人ガバナンス・コードにすべて適合していることを確認しました。 ガバナンス・コードへの適合状況の確認のみならず、引き続き、自ら強靱なガバナンス体制を構築し、経営機能を強化されることを期待します。
監事による確認	更新あり	監事は、令和7年6月5日（木）に大学から書面により各原則等の適合状況について説明を受け、また、年間を通して役員会、教育研究評議会や経営協議会などの重要会議に出席するほか、重要書類の回付等を通じて、実際の確認を行いました。これらを基に報告書の記載等に対して意見を付し、内容に反映されていることを確認しました。 以上により、愛媛大学が、国立大学法人ガバナンス・コードにすべて適合できていることを確認しました。
その他の方法による確認		無し

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

- ☒ 当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。
- ☐ 当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、各原則をすべて実施しています。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		該当無し

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	「ビジョン、目標・戦略の策定、及びそれらを実現するための道筋」については、本学は以下のとおり考えています。 「学生中心の大学」「地域とともに輝く大学」「世界とつながる大学」を創造することを基本理念とし、かつ、「愛媛大学憲章」を実現するために、中期目標期間ごとに、国立大学法人法で定められた「中期計画」を策定しています。第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）においては、愛媛大学憲章の理念と目標を達成するための機能強化の方向性として、第3期中期目標期間に掲げたビジョン『地域を牽引し、グローバルな視野で社会に貢献する教育・研究・社会活動を展開する。』を継承しつつ、中期目標前文に示す「基本目標」をビジョン達成のための「戦略」として位置付けし、法人経営を行ってきました。 戦略 (1)少子化、高齢化、地球環境問題の深刻化という中長期的課題に加えて、Withコロナ社会における価値観や社会システムの再構築という新たな課題に、全学を挙げて取り組む。 (2)大学も社会の変化とともに機能や社会的役割を変容させる必要があることを認識し、組織としてのダイバーシティを推進する。 (3)全世代対応型の「地域における知の拠点」としての多機能化を図り、Sustainableな社会、Resilientな地域社会の構築に貢献する。 この間、中央教育審議会「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」及び国立大学協会「わが国の将来を担う国立大学の新たな将来像」が発出されたことも踏まえ、社会からの期待に沿って高等教育機関もその役割を変えるべきと考え、令和7年4月1日に新たなビジョンを制定しました。現時点では、これが、愛媛大学のビジョンです。 多様な関係者の意見を聴きながら社会の要請を把握するため、大学経営に関する重要事項を審議する「経営協議会」（学外者9人及び学内者8人で構成）を通じて、学外有識者からの意見を聴取し、「中期計画」や「戦略」等の策定に当たっています。 取りまとめた「計画」や、「ビジョン」、「戦略」等は、公式ウェブサイトにて公表しています。 ○愛媛大学憲章 https://www.ehime-u.ac.jp/about/charter/ ○第4期中期目標・中期計画 https://www.ehime-u.ac.jp/about/4th-medium-term/ ○愛媛大学ビジョン https://www.ehime-u.ac.jp/about/vision/
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		目標・戦略の進捗状況と検証結果、改善結果等の公表として、第4期中期目標期間（令和4年度～令和9年度）においては、毎年度末、中期計画の進捗状況の自己点検評価を行い、目標・戦略の進捗状況と検証結果、改善結果等の結果を報告書にとりまとめ、公式ウェブサイトにおいて公表しています。 なお、4年目終了時、6年目終了時の自己点検評価結果は、国立大学法人法に基づき「実績報告書」等としてとりまとめ、国等へ提出した後、公表しています。 ○業務の計画と評価に関する情報（第4期中期目標期間の情報） https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/ （このうち、「国立大学法人評価」に掲載している「第4期中期目標期間の情報（R4～R9）」の「第4期中期計画」、各年度の「実績報告書」をご覧ください。）
補充原則1-3⑥（1） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制		国立大学法人法第11条において学長をはじめとする役員の職務及び権限が規定され、学校教育法第92条では学長、副学長等に関する職務が規定されています。経営及び教学運営双方の実施に係る各組織の権限と責任の明確化による経営体制に関しては、これら法令の規定に基づく職を含む国立大学法人愛媛大学の組織及び運営等に関する基本事項について、「国立大学法人愛媛大学基本規則」に規定しています。また、国立大学法人愛媛大学業務組織規程第4条別表により、各理事等が担当する主要業務及び各理事等を補佐しその命じられた業務を執行する大学の組織を置くことを明記しています。 加えて、法人内の事務を組織的かつ能率的に処理するための「国立大学法人愛媛大学における委任に関する規程」、専決や代理決裁に関する「国立大学法人愛媛大学文書決裁規程」、会計事務における職務権限の委譲に関する「国立大学法人愛媛大学会計職務権限委譲規程」を定めています。 これらにより、経営及び教学に関わる各組織等の権限と責任を明確化するとともに業務を詳細に具体化しており、法人経営及び教学運営をより自主的・自律的かつ戦略的に実行することができる体制を構築しています。

		○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 ○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34032 ○国立大学法人愛媛大学における委任に関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34093 ○国立大学法人愛媛大学文書決裁規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34094 ○国立大学法人愛媛大学会計職務権限委譲規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34092
補充原則 1－3⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	総合的な人事方針（人的資源配分を含む。）については、「中期計画」において、大学の教育研究運営機能を活性化させ、持続的な発展の基盤を構築するため、人事給与マネジメント（人材多様性確保、流動性向上、業績評価推進、年俸制導入等）の強化により、優秀で多様な人材（女性教員・管理職、若手教員、外国人教員）を確保するとの方針を定め、公表しています。 ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事を行うため、大学教員にあっては、令和 7 年度より、従前の配分されたポイント内で各部局の裁量により教員人事を行っていた教員人員（人件費）管理のポイント制を廃止し、教員人事の全学一元管理制度を導入しました。学長、理事を中心とした人事管理委員会において、教員人事の必要性、有効性を精査の上、全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理と戦略的な人的資源配置を行っています。さらに、若手教員及び女性教員の増員による人材の多様性確保の一環としての学長戦略・若手教員等ポジティブ・アクション事業（令和 3 年度より）、女性研究者の上位職階への登用を促進するための学長戦略・女性教員登用促進事業（令和 4 年度より）に基づく採用・配置を行っています。 また、教員公募に当たっては、ダイバーシティの取組についても記載し、必要に応じ女性教員限定公募を行うなど、多様な人材の確保を行っています。 なお、令和 3 年度より学長を本部長としてダイバーシティ推進本部（学長、ダイバーシティ担当副学長、ジェンダー協働推進センター長、障害者雇用推進室長、高齢者雇用推進室長、人事マネジメント担当理事から構成）を強化し、その下にダイバーシティ推進協議会（学長、ダイバーシティ担当副学長、理事、機構長、学部長、連合農学研究科長、医学部附属病院長、ジェンダー協働推進センター長等から構成）を設置し、大学執行部と各部局が情報共有・協議を行うことにより、全学として更なるダイバーシティ推進を図るための体制を整備しています。 事務系職員の人事方針については、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」を策定し、職員のモチベーション維持・向上、組織的なキャリア形成支援のため、本人の希望や専門とする分野を考慮した配置を行うようにしています。また、時世に合った人材育成を行うためにも、ビジョンは定期的に見直しを行い、公式ウェブサイトにおいて公表しています。 ○第 4 期中期計画（人事に関する計画） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/02/4chukikeikaku.pdf （このうち、「Ⅹ その他」の、「2 人事に関する計画」をご覧ください。） ○事務系職員人事・人材育成ビジョン https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/
補充原則 1－3⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画		法人の基本的な理念と目標を定めた「愛媛大学憲章」を踏まえつつ、国立大学法人法に定められた「中期計画」を策定するとともに、第 4 期中期目標期間（令和 4 年度～令和 9 年度）における機能強化の方向性として「ビジョン」を掲げ、「基本目標」をビジョン達成のための「戦略」として位置付けし、法人経営を行っています。 中期目標を達成するための計画として、運営費交付金及びその他の公的資金、外部資金の収入・支出の見通しを含めた中期的な財務計画を策定し、「中期計画」にて公表しています。 ○第 4 期中期計画（収支見通しを含めた中期的財務計画） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/02/4chukikeikaku.pdf 「（別紙）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」をご覧ください。
補充原則 1－3⑥（４）及び補充原則 4－1③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	<1－3⑥（４）について> 教育研究の費用及び成果については、事業報告書及び大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」において公表しています。また、財務諸表では学部・研究科別の教育研究の費用についても公表しています。 個々の教員の教育研究活動等の業績については、公式ウェブサイトの「教育研究者要覧」で公表するほか、一定の基準を満たす優れた研究成果については、愛媛大学研究成果ストックサイト（英語版、日本語版）に掲載し、国内はもとより、研究成果発信プラットフォーム（EurekAlert!（アメリカ）、AlphaGalileo（ヨーロッパ）、Asia Research News（アジア））を通じて海外にも積極的に発信しています。

	○大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ （教育研究の費用及び成果について全体を通して説明しています。） ○事業報告書（令和6年度） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_03.pdf （「教育研究の費用及び成果」については、「Ⅲ財務諸表の概要」、「Ⅳ事業に関する説明」をご覧ください。） ○財務諸表（令和6年度） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_02.pdf （「学部・研究科別の教育研究の費用」については、「附属明細書」の「19.開示すべきセグメント情報」をご覧ください。） ○愛媛大学教育研究者要覧（教育研究活動等の業績） https://yoran.office.ehime-u.ac.jp/scripts/websearch/index.htm ○愛媛大学研究成果ストックサイト（優れた研究成果の蓄積、情報発信） https://research.ehime-u.ac.jp/post-ja/ <補充原則4－1③について> 教育研究の費用及び成果（学部・研究科別を含む）、本学の活動状況及び資金の使用状況等については、事業報告書及び大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」において公表しています。 教育研究の費用（学部・研究科別を含む）、本学の資金使用状況等については、財務諸表においても公表しています。 【教育研究の費用、資金の使用状況等について】 ○事業報告書（令和6年度） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_03.pdf ※該当部分：12ページ「Ⅲ財務諸表の概要」以降 ○大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ※該当部分：25～28ページ「財務情報」 ○財務諸表（令和6年度） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_02.pdf 【教育研究の成果、活動状況等について】 ○事業報告書（令和6年度） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_03.pdf ※該当部分：1ページ「Ⅰ法人の長によるメッセージ」、34ページ「Ⅳ事業に関する説明」 ○大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ※該当部分：25～28ページ「財務情報」以外のページ
補充原則1－4② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	経営人材の育成方針の明確化として、「愛媛大学憲章に掲げる教育、研究、社会貢献、大学運営の各理念の実現と個々の自己実現を目指した、執行部を含むすべての教職員のキャリアの各段階における能力開発の組織的な取組の総称」をSDの定義として公表しており、人権講習、管理職員研修、トップリーダー研修などの取組を行っており、執行部も参加対象としています。 事務系職員人事・人材育成の基本方針として、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」を策定、公表しており、その実現状況についてのフォローアップも行っています。 副学長や学長特別補佐を、次代の経営を担う人材として育成するため、役員会や教育研究評議会の構成員に含めるなど、大学経営に係る経験を積ませています。 事務系職員については、愛媛大学の将来構想及び社会的役割を適宜、確認するとともに、本学に期待されている業務等を発展的に遂行するため、総合的かつ経営的視点から業務遂行の方向性と戦略を協議することを目的として設置している「総合戦略府」に学長が指名する職員を配置するとともに、「広報室」の室員に、部課長級職員を任命することにより、主体性をもって大学経営に携わらせています。

		政策研究大学院大学主催の大学トップマネジメント研修（平成30年度まで）、国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（平成30年度から）、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）主催のトップリーダーセミナーといった、大学経営人材の育成を目的とした外部研修に、副学長や学長特別補佐を積極的に参加させ、人材育成に努めており、ユニバーシティ・デザイン・ワークショップへの参加については、学長のリーダーシップの下、指名を行い、参加状況のフォローアップも行っています。 事務系職員についても、国立大学協会主催の国立大学法人等部課長級研修、人事院主催の管理監督者研修といった、大学の幹部職員としての能力向上を図ることも目的とした外部研修に部長級、課長級の職員を積極的かつ計画的に参加させています。 ○教職員の能力開発（SD/FD）について https://www.ehime-u.ac.jp/overview/sdfd/ ○事務系職員人事・人材育成ビジョン https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/ ○愛媛大学役員会（役員会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72875/ ○愛媛大学教育研究評議会（教育研究評議会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/overview-72830/
原則 2－1－3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等		理事（学長を補佐し、本法人の業務を掌理する：国立大学法人愛媛大学基本規則第8条）、副学長（学長を補佐し、学長から指示された重要な事項を処理する：同第10条）、学長特別補佐（学長が行う業務を補佐し、その円滑化を図る：同第11条）を学長が学内外から指名、任命し、法人の長である学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備しています。 長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取組として、役員以外に、副学長、学長特別補佐は、本学の教育研究に関する重要事項を審議する教育研究評議会に評議員として出席し議決に加わっているほか、本法人の業務及び管理運営に関する重要事項の審議機関である役員会に出席し意見を述べるができることとしています。 政策研究大学院大学主催の大学トップマネジメント研修（平成30年度まで）、国立大学協会主催のユニバーシティ・デザイン・ワークショップ（平成30年度から）、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）主催のトップリーダーセミナーといった、大学経営人材の育成を目的とした外部研修に、副学長、学長特別補佐を積極的に参加させることにより、人材育成に努めています。 各補佐人材の責任・権限等については、国立大学法人愛媛大学業務組織規程第7条別表に明記しており、規則集サイトにおいて公表しているほか、役員紹介サイトに掲載して公表しています。 ○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/officer/ ○愛媛大学役員会（役員会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/about/board-of-management/ ○愛媛大学教育研究評議会（教育研究評議会構成員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/about/educational-research-council/ ○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 ○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34032
補充原則 2－2－1① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等に当たっての考え方や選任理由		◆本法人では、運営方針会議を設置していません。 ⇒本法人は非該当

原則 2－3－1 役員会の議事録		国立大学法人愛媛大学基本規則第12条に基づき役員会を置き、国立大学法人法第11条第3項に定める業務及び管理運営に関する重要事項（中期目標についての意見、法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項、その他役員会が定める重要事項）を審議しています。役員会には、役員である学長及び理事のほか、監事、副学長、学長特別補佐及び医学部附属病院長が出席し、意見を述べるができることとしており、多様な観点から十分な検討・討議を行い、法人の長の意思決定を支え、法人の適正な経営を確保しています。 役員会は原則として毎月2度開催しているほか、必要に応じて適時開催しており、適時かつ迅速な審議を行っています。また、法人の機能強化等に向けた各種施策の企画及び立案に関すること、法人の課題への対策等に関することなど、重要事項については、学長、理事、機構長、附属病院長及び副学長（総務担当）の計11人から成る理事・機構長会議（原則、毎週開催）において情報共有や討議を行った上で役員会に付議しています。 役員会の議事録には、中期目標についての意見に関する事項、国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項、予算の作成及び執行並びに決算に関する事項、本学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項等の審議状況を記載しており、公式ウェブサイトで公表しています。 ○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 （第12条（役員会）の条項をご覧ください。） ○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080 ○役員会議事録 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/ （このURLから「>主要会議議事要旨>01_役員会議事要旨」に進んでください。）
原則 2－4－2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	ダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事を行うため、大学教員にあっては、令和7年度より、従前の配分されたポイント内で各部署の裁量により教員人事を行っていた教員人員（人件費）管理のポイント制を廃止し、教員人事の全学一元管理制度を導入しました。学長、理事を中心とした人事管理委員会において、教員人事の必要性、有効性を精査の上、全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理と戦略的な人的資源配分を行っています。さらに、若手教員及び女性教員の増員による人材の多様性確保の一環としての学長戦略・若手教員等ポジティブ・アクション事業の実施（令和3年度より）、女性研究者の上位職階への登用を促進するための学長戦略・女性教員登用促進事業（令和4年度より）、「事務系職員人事・人材育成ビジョン」に基づく採用・配置を行っています。また、教員公募に当たっては、ダイバーシティの取組についても記載し、必要に応じ女性教員限定公募を行うなど、多様な人材の確保を行っています。 なお、令和3年度より学長を本部長としてダイバーシティ推進本部（学長、ダイバーシティ担当副学長、ジェンダー協働推進センター長、障害者雇用推進室長、高齢者雇用推進室長、人事マネジメント担当理事から構成）を強化し、その下にダイバーシティ推進協議会（学長、ダイバーシティ担当副学長、理事、機構長、学部長、連合農学研究科長、医学部附属病院長、ジェンダー協働推進センター長等から構成）を設置し、大学執行部と各部署が情報共有・協議を行うことにより、全学として更なるダイバーシティ推進を図るための体制を整備しています。 他の教育研究機関等及び産業界等外部の経験と知見を有する人材を積極的に発掘し、理事、副学長（3人）及び部課長級職員（2人）として登用することにより、財務、法務、組織運営等の分野において、その経験と知見を大学経営に活用しています。また、クロスアポイントメント制度を活用することにより、地域協働等の分野を中心に20人程度の教員、研究員を産業界から受け入れています。 外部人材の発掘及び登用に際しては、本法人が定め、公表している「ビジョン」と「戦略」に基づき、財務、法務、組織運営等の分野において、本法人の経営層の厚みを確保すべく、持てる経験と知見を法人経営に活用することができる人材を求めることとし、その登用状況について公表しています。 ○事務系職員人事・人材育成ビジョン https://www.ehime-u.ac.jp/recruit/staff/ ○第4期中期目標・中期計画 https://www.ehime-u.ac.jp/about/4th-medium-term/ ○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/overview/about/officer/ ○国立大学法人愛媛大学教員等のクロスアポイントメントに関する規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/40163

補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	経営協議会において多様な関係者の幅広い意見を聴き、その知見を積極的に法人経営に反映させるため、9人の学外委員を置いており、公表しています。 学外委員選任に際しての方針として、自治体、企業、金融機関、マスコミ、医療界、同窓生など様々な分野から、県内外を問わず、「大学に関し広くかつ高い識見を有する者」（国立大学法人愛媛大学基本規則第13条第2項第4号）を、定期的に見直しを行い選任しています。 これにより、多様な関係者から本法人に期待する事項を的確に把握し法人経営に生かせるようにしています。 学外委員がその役割を十分に果たせるよう、会議開催日程は毎回、開催の半年程度前に照会の上、より多くの方が参加できる日時に設定しているほか、議題の設定に当たっては、国立大学法人法第20条第5項に定める重要事項の審議のみならず、教学に関連した報告事項も幅広く採り入れています。 審議を活性化させるため、会議資料には可能な限り概要版を付し内容が分かりやすくするよう努めているほか、開催前には当該資料を送付し、事前に内容を把握いただけるように努め、活発な意見交換と会議の効率化に資するよう工夫し、いただいた意見を本法人の運営に生かすことができるよう努めています。 また、本学の経営等に関係する議論を深めていただくため、会議中に大学等を取り巻く広範な話題（県内就職率の向上及びデジタル人材の定着に関すること、本学のこれからの魅力の構築と発信に関すること、博士人材の活躍促進に関すること、卒業生の県内就職率向上のための取り組みに関すること、受験生の安定的確保に関すること、学生のキャリア形成支援に関すること等）を随時提供し、意見交換に努め、会議の活性化を図っています。 さらに、審議は、原則として公開することを申し合わせており、参集会議ではほとんどの議題において報道機関にも公開の上、会議を進行しています。 これらにより、学外委員が役割を十分に果たすための議題の設定など運営方法の工夫をしています。 ○国立大学法人愛媛大学基本規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34033 (第13条（経営協議会）の条項をご覧ください。) ○経営協議会 (構成員、議事要旨など) https://www.ehime-u.ac.jp/about/joint-management-council/
補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由		学長の選考に当たって、国立大学法人のミッションや特性を踏まえた学長に必要とされる資質・能力に関する基準である「学長選考基準」を定めており、愛媛大学憲章のもと、「人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者であること」を含む5つの資質・能力を有している者であることを求めています。 学長選考基準を踏まえ、国立大学法人法等の規定に則り、意向調査投票の結果のみで判断するのではなく、自らの権限と責任において、推薦書、経歴書、所見、演説会、面接及び意向調査投票の結果等を総合的に判断し、慎重かつ必要な議論を尽くした上で、適正に選考を行っています。令和5年度に実施した選考では、候補適任者から提出された各種書面を踏まえて、各委員が候補適任者の強みや特色を挙げ、これに演説会の内容を加味して学長選考・監察会議において候補適任者の「強み・特色」として取りまとめた上で、面接を実施したほか、最終的な選考理由検討の場面でも、当該「強み・特色」を活用しており、主体的選考を行っています。 「学長選考基準」は、国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程第6条第1項の規定に基づき、また、学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由は、同第8条第2項の規定に基づき、本学ウェブサイトにて公表しています。 このほか、本学では、学長候補者決定後、直ちに、学長選考・監察会議議長及び学長候補者による記者会見を実施し、選考結果、選考過程、選考理由等について説明しています。 ○国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47478 (このURL掲載規程の第6条第1項（学長選考基準の公表について規定。）及び第8条第2項（学長候補者の選考結果、選考過程及び選考理由の公表について規定。）をご覧ください。) ○学長選考基準 (学長に求められる資質・能力、学長選考の手続き・方法など) https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/gakuchosenkokijun.pdf ○選考結果、選考過程及び選考理由 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/09/kouhoshakettei5.pdf ○プレスリリース「愛媛大学学長候補者の決定及び記者会見について」（令和5年度実施） https://www.ehime-u.ac.jp/data_relese/pr_20230921_som/

補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無		近年では平成28年度に学長の任期及び再任に関する審議を行っており、本法人の現状やこれまでの経緯、全国の国立大学法人の状況を調査した結果などを基に検討した結果、中期目標期間の開始年度を考慮するとともに、中長期的なビジョンを策定することを可能とすべく、学長の任期は3年とし、最長在任期間は6年とすることを決定し、任期と最長在任期間を規定化して公表しています。本法人の学長の任期は、中期目標期間最終年度が学長任期の始期となっていることから、自らの任期中に取り組むこととなる次期「中期計画」の策定に関わることができるようになっています。 令和元年度にも、任期について意見交換を行っています。 令和3年度には、学長が中途退任した場合の後任者の任期の在り方について意見交換を行っています。 これらのように、適時、本法人のミッションを実現するために学長が安定的にリーダーシップを発揮することができる適切な任期について検討を行っています。 ○学長の任期及び再任に関する規定「国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程」 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47478 (このURL掲載規程の第3条「(学長の任期)」をご覧ください。) ○学長選考会議議事要録(令和元年度第1回) https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/38136 (このURL掲載議事要録の「(その他) 1 学長の任期について(意見交換)」をご覧ください。) ○学長選考会議議事要録(令和3年度第1回) https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47479 (このURL掲載議事要録をご覧ください。)
原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き		学長の解任を申し出るための手続について整備しており、公表しています。具体的には、国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程第12条から第15条において、「学長の解任等」、「解任の審査」、「解任の決定」及び「解任の公表」について規定するとともに、国立大学法人愛媛大学学長選考・監察実施細目第19から第27において、各種必要様式も規定しており、いずれも公表しています。 ○国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47478 (このURL掲載規程の第12条から第15条までをご覧ください。) ○国立大学法人愛媛大学学長選考・監察実施細目 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47480 (このURL掲載規程の第19から第27まで及びその対応様式をご覧ください。)
補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果		国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程第11条において、業績評価について、任期2年目の末日までに実施することを定めています。また、業績評価の結果は、学長に通知するとともに、公式ウェブサイトで公表することとしています。現学長(第一期)については、前述の規定に基づき、令和4年度に評価を実施し、学長選考・監察会議決定の「学長に求められる資質・能力」が発揮されていること並びに選考の際に提出された所見及び中期目標・中期計画の達成に向けて、学長の職務が適切に遂行されていることを確認しました。業績評価結果については、本人に通知するとともにその任期中(令和6年3月31日まで)、公式ウェブサイトで公表しました。なお、業績評価に当たっては、学長選考・監察会議から学長に対し、今後の法人経営に向けた助言等を要する否かについても併せて検討しています。令和4年度実施の評価においては、助言及び支援は不要である旨確認しています。 ○学長選考・観察会議議事要録(令和4年度第2回) https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/ (このURLこのURLから「>主要会議議事要旨>04_学長選考会議議事要旨>2022年度(学長選考・監察会議)>第2回学長選考・監察会議議事要録」の「審議事項1 学長の業績評価について」をご覧ください。) ○国立大学法人愛媛大学学長選考・監察規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47478 (このURL掲載規程の第11条をご覧ください。)

原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	学長選考・監察会議がどのような人材で構成されるべきか、経営協議会、教育研究評議会それぞれにおいて、学長選考・監察会議委員の選任方法や選任理由を検討しており、学長選考・監察会議のウェブサイトにおいて次のように公表しています。 （経営協議会）自治体、企業、金融機関、マスコミ、医療界、同窓生など様々な分野から、県内外を問わず、大学に関し広くかつ高い識見を有する方に参画いただいている経営協議会学外委員からの学長選考・監察会議（令和３年度までは学長選考会議）委員選出について、（１）学長選考・監察会議における議論の継続性、（２）ジェンダーバランス、（３）機動的な会議開催という観点から選出するという方針の下、経営協議会において審議の結果、石川委員、神野委員、高橋委員、土居委員、西川委員、堀田委員及び横山委員の７人を選出した。 （教育研究評議会）学内各学部（法文学部、教育学部、社会共創学部、理学部、医学部、工学部及び農学部）の意見をより広く聴くため、７学部の学部長全員を委員とするよう、教育研究評議会において審議の上、選任した。 ○学長選考・監察会議ウェブサイト https://www.ehime-u.ac.jp/about/president-selection/
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		◆本法人では、大学総括理事を置いていません。 国立大学法人法（令和２年４月１日施行分）により、大学総括理事を置くことに関する権限が追加されたことを受け、国立大学法人愛媛大学学長選考・監察会議規則に関係条項を追加し、大学総括理事配置に関し審議することができるようにしています。また、当該規則改正審議に当たり、本法人への大学総括理事設置検討は、当面の間、法人側から当会議に要請があったときに行う旨を決定しています。現時点においては、本法人から学長選考・監察会議への要請は無く、大学総括理事設置検討は行っていません。 このため、「大学総括理事を置くこととする場合には、その検討結果に至った理由を公表しなければならない。」は、実施していません。 ○国立大学法人愛媛大学学長選考・監察会議規則 （大学総括理事については第３条をご覧ください。） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/47477
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	（基本原則４の第１段落部分への対応状況） 社会との連携・協働のための情報の公表について、「愛媛大学の広報活動基本方針」に基づき、地域に立脚する大学として、教育・研究・社会貢献など多岐にわたる活動に関し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。 分かりやすく効果的な公表を行い、本法人の透明性を確保するために、公表の手段・方法については、情報公表の目的・公表の対象により選択して行うこととしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア（YouTube・Facebook・X（旧Twitter）・Instagram）、外部サイト、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー フォリオ」（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版（令和６年度 Vol.20-16,000部、Vol.21-18,000部）を作成。）等が挙げられます。 加えて、地域ステークホルダーに、法人の活動の現況と財務情報を合わせて伝え、大学の取組の全体像と今後の展開について理解と支持を得るとともに、より一層の連携・協働を推進することを目的として大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」を発行、公表しています。令和６年度は冊子版を１０月に４,８００部作成し、学内教職員への情報共有及び各部局等による関係ステークホルダーへの広報活動に活用しました。 また、愛媛県内の報道機関関係者との懇談会の実施や、E.U. Regional Commons（ひめテラス）を用いた情報発信により、本学の活動情報を発信しました。 令和７年度も社会からの理解とご支援を得るため、積極的に広報活動を行っていきます。 ○愛媛大学公式ウェブサイト https://www.ehime-u.ac.jp/ ○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント） https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/#snsns ○愛媛大学広報誌「ドット・イー フォリオ」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ○愛媛大学研究成果ストックサイト https://research.ehime-u.ac.jp/post-ja/ ○大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ○愛媛大学紹介映像 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/#video

<基本原則 4 の第2段落部分について>

自らを律する内部統制の仕組みとして、国立大学法人愛媛大学業務方法書第2章（第3条～第26条）において、自らを律する内部統制の運用体制について規定し、公表しています。

意思決定が、定められた手続き、権限に基づき適切に行われるよう、コンプライアンスに関することを含め関係諸規則を整備・公表しています。

重要な意思決定に際しては、役員会審議の前に、学長の補佐体制の強化を図るため置かれている理事・機構長会議（役員、機構長及び病院長で構成）に適宜諮っています。

内部評価及び第三者評価に対応するため自己点検評価室を置くとともに、業務の計画と評価に関する情報を公表しており、諸活動の安全性、健全性を示しています。これらを通して、適正な法人経営を確保しています。

○国立大学法人愛媛大学業務方法書

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/gyomuhousyo.pdf>

○コンプライアンス関係規則（参考）

・国立大学法人愛媛大学コンプライアンス基本規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34034>

・国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34036>

・国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34037>

・国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程

<https://gbsv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/24504>

・情報セキュリティ関連規程

<https://www.cite.ehime-u.ac.jp/guideline-rules/>

・国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34038>

・国立大学法人愛媛大学における公益通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34039>

・国立大学法人愛媛大学における通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34040>

○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080>

○業務の計画と評価に関する情報

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/planning-and-evaluation/>

○研究費等の不正使用防止への取組

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/fraud-prevention/>

○各種通報窓口（各規則で規定）（参考）

「公益通報（本学教職員等からの通報）窓口」：業務委託先弁護士事務所又は総務部総務課

「公益通報以外の通報（本学学生又は学外者からの通報）窓口」：総務部総務課

「研究活動上の不正通報窓口」：総務部

「研究費不正使用通報窓口」：業務委託先弁護士事務所又は総務部総務課

「情報システム運用、情報セキュリティに係る相談窓口」：情報推進課

「人権侵害に係る相談窓口」：人権センター

○規則集（参考）

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/>

<原則 4－2 について>

国立大学法人愛媛大学業務方法書第 2 章（第 3 条～26 条）において、自らを律する内部統制の運用体制について公表しています。また、継続的な見直しを図るため、「内部統制システムに関する事務を統括する役職員を配置するとともに、適正な内部統制システムの維持に努めるものとする」旨を第 4 条に規定しています。

意思決定が、定められた手続き、権限に基づき適切に行われるよう、コンプライアンスに関すること、内部及び外部からの通報に関すること、懲戒手続き等を含め、関係諸規則を整備・公表しています。

学長の下に監査室を置き、学長による業務組織の内部統制を支援しています。

重要な意思決定に際しては、役員会審議の前に関係機構・部局等の会議体に諮るほか、学長の補佐体制の強化を図るため置かれている理事・機構長会議（役員、機構長及び病院長で構成）にも適宜諮っています。

内部評価及び第三者評価に対応するため自己点検評価室を置くとともに、業務の計画と評価に関する情報を公表しており、諸活動の安全性、健全性を示しています。

これらを通して、適正な法人経営を確保し、その活動を支える社会からの理解と支持を得て、適切に連携・協働して行けるよう努めています。

○国立大学法人愛媛大学業務方法書

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/gyomuhouhousyo.pdf>

○コンプライアンス関係規則（参考）

・国立大学法人愛媛大学コンプライアンス基本規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34034>

・国立大学法人愛媛大学における研究費等の不正使用防止規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34036>

・国立大学法人愛媛大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する取扱規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34037>

・国立大学法人愛媛大学情報システム運用・管理規程

<https://gbsv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/24504>

・情報セキュリティ関連規程

<https://www.cite.ehime-u.ac.jp/guideline-rules/>

・国立大学法人愛媛大学個人情報管理規則

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34038>

・国立大学法人愛媛大学における公益通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34039>

・国立大学法人愛媛大学における通報の取扱いに関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34040>

○国立大学法人愛媛大学職員の懲戒等に関する規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34078>

○国立大学法人愛媛大学内部監査規程

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34079>

○国立大学法人愛媛大学理事・機構長会議設置要項

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/34080>

○自己点検評価室

<https://www.ehime-u.ac.jp/about/self-evaluation-office/>

○業務の計画と評価に関する情報

<https://www.ehime-u.ac.jp/disclosure/legal/business/>

○研究費等の不正使用防止への取組

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/fraud-prevention/>

○愛媛大学の研究活動上の不正行為防止への取組

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/research-fraud-prevention/>

○各種通報窓口（各規則で規定）（参考）

「公益通報（本学教職員等からの通報）窓口」：業務委託先弁護士事務所又は総務部総務課

「公益通報以外の通報（本学学生又は学外者からの通報）窓口」：総務部総務課

「研究活動上の不正通報窓口」：総務部

「研究費不正使用通報窓口」：業務委託先弁護士事務所又は総務部総務課

「情報システム運用、情報セキュリティに係る相談窓口」：情報推進課

「人権侵害に係る相談窓口」：人権センター

○規則集（参考）

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/iddesk/>

原則 4－1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	国立大学法人法、独立行政法人通則法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の法律の定めに基づいた情報公開を行っています。 国立大学法人法（独立行政法人通則法の規定を準用するものを含む。）に基づくものとして、学長選考の基準及び過程、中期目標及び中期計画、各事業年度に係る業務の実績に関する報告書及び評価結果、国立大学法人愛媛大学業務方法書、財務諸表、役員の報酬及び職員の給与の基準等を公開しています。 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づくものとして、組織に関する情報（国立大学法人愛媛大学基本規則、国立大学法人愛媛大学業務方法書、業務組織図、国立大学法人愛媛大学業務組織規程等）、業務に関する情報（実績報告書、事業報告書、国立大学法人愛媛大学会計規則等）、財務に関する情報（財務諸表等）、評価及び監査に関する情報（業務の実績に関する評価結果、監査報告書等）を公開しています。 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づき、法人文書及び保有個人情報の開示請求の手続きの流れや手数料について、公開しています。 地域に立脚する大学としての多岐にわたる活動に関し、多種多様なステークホルダーに対し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。 情報公表の目的・公表の対象により、その手段・方法を選択することによって、分かりやすく効果的な情報提供を行うこととしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア（YouTube・Facebook・X（旧Twitter）・Instagram）、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー フォリオ」（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版を作成）等が挙げられます。また、公式ウェブサイトにおいては、対象別の9つのセグメント（入試、教育、大学生活、就職支援、研究、社会連携、国際連携、危機管理、愛媛大学について）を設け、閲覧者に分かりやすく情報を整理・発信しています。特に、トップページにドロワーメニューを設定したことで、必要な情報に容易にアクセスすることができ、下層ページに掲載している情報（教育研究者要覧・ドット・イー レポート及び法定公開情報など）も最小限の操作で閲覧できるよう工夫しています。また、自動翻訳機能による多言語化やスマートフォン・タブレット等にも対応するなど、様々な閲覧者に対する情報発信環境を整備しています。更に、閲覧者の声や反応を収集する機能を導入し、ユーザビリティの向上に資するなど、分かりやすく発信しています。 加えて、地域ステークホルダーに、法人の活動の現況と財務情報を合わせて伝え、大学の取組の全体像と今後の展開について理解を得ることを目的として大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」を発行（ウェブサイト掲載用の電子版及び冊子版（令和6年度4,800部）を作成。）しています。 ○大学情報誌「ドット・イー レポート～愛媛大学の現状と未来～」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ○大学広報誌「ドット・イー フォリオ」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ○愛媛大学紹介映像 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/#video ○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント） https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/#sns ○受験情報サイト https://juken.ehime-u.ac.jp/
補充原則 4－1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	地域に立脚する大学としての多岐にわたる活動に関し、多種多様なステークホルダーに対し、それぞれに、正確かつ迅速で分かりやすく、伝わる情報を提供するために、積極的な情報発信に努めています。 その手段・方法については、情報公表の目的・公表の対象により選択することによって、分かりやすく効果的な情報内容を提供することとしており、公式ウェブサイト、ソーシャルメディア、記者発表・記者会見、報道機関等による取材、大学広報誌「ドット・イー フォリオ」、シンポジウムの場の活用等が挙げられます。特に、公式ウェブサイトにおいては、対象別の9つのセグメント（入試、教育、大学生活、就職支援、研究、社会連携、国際連携、危機管理、愛媛大学について）を設け、閲覧者に分かりやすく情報を整理・発信しています。特に、トップページにドロワーメニューを設定したことで、必要な情報に容易にアクセスすることができ、下層ページに掲載している情報（教育研究者要覧・ドット・イー レポート及び法定公開情報など）も最小限の操作で閲覧できるよう工夫しています。また、自動翻訳機能による多言語化やスマートフォン・タブレット等にも対応するなど、様々な閲覧者に対する情報発信環境を整備しています。更に、閲覧者の声や反応を収集する機能を導入し、ユーザビリティの向上に資するなど、分かりやすい情報発信に努めています。なお、海外に向けては、英語版の大学概要や研究成果ストックサイトを作成し情報発信に努めています。

		卒業生等には、本学校友会総会、理事会や校友会国内支部（首都圏、近畿、中国）総会、講演会における副学長（校友会担当）等からの近況等紹介をはじめ、ホームカミングデイでの学長からの近況等紹介、校友会ウェブサイト、メールマガジン、校友会会報、大学概要等への掲載、配布を通じて、大学のビジョン、近況、財務情報等について情報発信しています。 平成30年度から、学術研究成果・実績を海外に向けて広く周知するため、外部のプラットフォーム（EurekAlert!（アメリカ）、AlphaGalileo（ヨーロッパ）、Asia Research News（アジア））と契約し、先端学術研究成果の情報発信を行っています。また、教員の教育研究活動等の業績については、「教育研究者要覧」で広く公表し、当該業績データは、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が管理している「researchmap」の掲載情報を反映させているため、researchmapの登録データを最新の状態に保つよう努めています。 ○愛媛大学公式ウェブサイト https://www.ehime-u.ac.jp/ ○ソーシャルメディア（愛媛大学アカウント） https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/#snsns ○愛媛大学広報誌「ドット・イー フォリオ」 https://www.ehime-u.ac.jp/about/public-relations/ ○愛媛大学研究成果ストックサイト https://research.ehime-u.ac.jp/post-ja/
補充原則 4－1② 学生が享受できた教育成果を示す情報		教育の質保証に資するため、3つのポリシー「『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学者受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）」を策定し、公表しています。 また、すべての学部学生が卒業時に身につけていることが期待される能力を示すものとして、「愛媛大学学生として期待される能力～愛大学生コンピテンシー～」を設定し、「5つの能力と10の具体的な力」を明示し、公表しています。大学院においても、大学院教育で育成する汎用的な能力である「愛大トランスファラブルスキル」を策定し、公表しており、大学院生がそれらの能力を身につけられるカリキュラムを提供しています。 さらに、高い水準の学生の学習成果も公表し、在学生に対し学習を促すモデルの提示を行い、入学希望者など幅広い対象者に対して、本学の学習成果を可視化するとともに、アクティブ・ラーニング、フィールドワークやインターンシップの推進、準正課教育の充実、学修ポートフォリオの活用など、学生の自主的学びをサポートする教育に力を注いでいます。 これらの学習成果について、新入生アンケートや卒業予定者アンケート等を通じて、学生自身の学びの自己評価や満足度を把握し、卒後の進路状況などの情報とともに公表しています。 学生の自己評価による「愛大学生コンピテンシー」の習得率は、近年90%を超える高い水準を保っており、卒業後・修了後3年経った者を対象とした追跡調査においても、大学生生活を通じての「愛大学生コンピテンシー」等の習得率に関する対象者自己評価で、令和5年度は学部全体、研究科全体とも90%を超えています。 また、本学学生を採用いただいた企業担当者による「愛大学生コンピテンシー」習得に関する評価も令和2年度から90%を超える高い水準となっています。 このアンケート結果等は、学士課程、修士課程それぞれで制定し、公表しているアセスメントプランに基づき、評価・分析を行うことで、カリキュラム及び個々の授業、学習支援の改善に活かされています。 ○教育情報の公表 （愛媛大学憲章、愛大学生コンピテンシー、学部・大学院の教育理念と教育目的（3つのポリシー）、卒業後の進路状況など） https://www.ehime-u.ac.jp/information/education-infor/ ○愛大トランスファラブルスキル https://www.ehime-u.ac.jp/education/transferableskills/ ○愛大生の学習成果の公開 https://www.ehime-u.ac.jp/education/achievement/ ○アセスメントプラン https://www.ehime-u.ac.jp/education/assessment/ ○教育企画室：教学IR （データから考える愛大授業改善ポスター、IR Newsなど） https://web.opar.ehime-u.ac.jp/about/ir/ ○教育企画室：IRレポート https://web.opar.ehime-u.ac.jp/ir_report_op/

法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項	更新あり 更新あり	■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令第12条第2項関係） 一 独立行政法人等の組織に関する次に掲げる情報 イ 当該独立行政法人等の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ○国立大学法人愛媛大学基本規則（目的、業務概要について記載） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33045 ○国立大学法人愛媛大学業務方法書（業務概要について記載） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/gyomuhouhousyo.pdf ○中期目標・中期計画（国の施策との関係について記載） https://www.ehime-u.ac.jp/about/4th-medium-term/ ロ 当該独立行政法人等の組織の概要（当該独立行政法人等の役員の数、氏名、役職、任期及び経歴並びに職員の数を含む。） ○愛媛大学の歴史 https://www.ehime-u.ac.jp/about/history/ ○業務組織図 https://www.ehime-u.ac.jp/about/management-organization/ ○国立大学法人愛媛大学業務組織規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33047 ○役員等紹介 https://www.ehime-u.ac.jp/about/officers-introduction/ ○役員及び教職員数 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/R7kyosyokuinsu.pdf ハ 当該独立行政法人等の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ○国立大学法人愛媛大学役員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33050 ○国立大学法人愛媛大学役員退職手当規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33051 ○国立大学法人愛媛大学職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33048 ○国立大学法人愛媛大学職員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33049 ○国立大学法人愛媛大学年俸制教員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/39723 ○国立大学法人愛媛大学第2号年俸制教員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/39724 ○国立大学法人愛媛大学職員退職手当規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33883 ○国立大学法人愛媛大学特定職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33899 ○国立大学法人愛媛大学年俸制適用職員給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33900 ○国立大学法人愛媛大学有期契約職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33902 ○国立大学法人愛媛大学短期契約職員就業規則 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33903 ○国立大学法人愛媛大学有期契約職員等給与規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33904 ○役員の報酬等および職員の給与の水準の公表 https://www.ehime-u.ac.jp/information/announcement/
-------------------------------------	-------------------------	--

更新あり

二 独立行政法人等の業務に関する次に掲げる情報

イ 当該独立行政法人等の事業報告書、業務報告書その他の業務に関する直近の報告書の内容

○第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/3houkoku-1.pdf>

○事業報告書（令和6年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_03.pdf

○決算報告書（令和6年度）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_04.pdf

ロ 当該独立行政法人等の事業計画、年度計画その他の業務に関する直近の計画

○第4期中期目標

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/4chukimokuhyo-3.pdf>

○第4期中期計画

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/4chukikeikaku.pdf>

ハ 当該独立行政法人等の契約の方法に関する定め

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/agreement/>

※上記ページのうち、「会計規則」及び「政府調達事務取扱規程」の項をご覧ください。

ニ 当該独立行政法人等が法令の規定により使用料、手数料その他の料金を徴収している場合におけるその額の算出方法

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第17条に基づく手数料

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/system/>

※上記ページのうち、「情報公開手続きの流れ」の項、「国立大学法人愛媛大学情報公開取扱規程」の第7条「開示請求手数料」及び別紙「開示実施手数料一覧」をご覧ください。

○個人情報の保護に関する法律第89条に基づく手数料

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/privacy-policy/>

※上記ページのうち、「個人情報開示等の手続きの流れ」の項及び、「国立大学法人愛媛大学保有個人情報開示等に関する取扱規程」の第8条「開示請求手数料」をご覧ください。

○国立大学法人法第22条第3項に基づく授業料その他の費用

<https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/14842>

※上記規程の別表1をご覧ください。「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」に基づき授業料、入学科及び検定料を設定。

三 独立行政法人等が作成している貸借対照表、損益計算書その他の財務に関する直近の書類の内容

○財務に関する情報

<https://www.ehime-u.ac.jp/information/finance/>

四 独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する次に掲げる情報

イ 次に掲げる独立行政法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める業務の実績等に係る評価の結果に関する情報（（1）～（3）及び（5）は本法人には非該当。）

（4） 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第五項に規定する国立大学法人等同法第三十一条の二第一項の規定に基づく同項第一号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果及び同項の規定に基づく同項第二号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの

○第一号に規定する「中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果」（第3期中期目標期間（平成28～31事業年度）に係る業務の実績に関する評価結果）

https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/3cyuki_hyoka1-2.pdf

○第二号に規定する「中期目標の期間における業務の実績に係る評価の結果のうち直近のもの」（第3期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果）

<https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2023/04/3hyokakekka-1-1.pdf>

		ロ 当該独立行政法人等に係る行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成十三年法律第八十六号）第三条第一項並びに第十二条第一項及び第二項の規定に基づくそれぞれの直近の政策評価の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分 ※直近の政策評価の結果には該当する記載無し ハ 当該独立行政法人等に係る総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第十二号の規定に基づく直近の評価及び監視の結果のうち当該独立行政法人等に関する部分 ※直近の評価及び監視の結果には該当する記載無し ニ 監事又は監査役の直近の意見 更新あり ○令和6事業年度監査結果報告書 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_05.pdf ホ 公認会計士又は監査法人の直近の監査の結果 更新あり ○令和6年度独立監査人の監査報告書 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/09/zaimu_R6_06.pdf ヘ 当該独立行政法人等に係る会計検査院の直近の検査報告のうち当該独立行政法人等に関する部分 更新あり ※直近の検査報告には該当する記載無し <u>五 法第二十二条第一項第三号に規定する法人の名称、その業務と当該独立行政法人等の業務の関係、当該独立行政法人等との重要な取引の概要並びにその役員であって当該独立行政法人等の役員を兼ねている者の氏名及び役職</u> ※非該当
		■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 <u>第七条の二の二 特定機能病院の開設者は、法第十条の二第一項に規定する管理者の選任に当たり、管理者の資質及び能力に関する基準として次に掲げる事項をあらかじめ定め、公表しなければならない。</u> 一 医療の安全の確保のために必要な資質及び能力 ○医学部附属病院長選考基準 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/2023hospital_standard.pdf 二 組織管理能力等の当該病院を管理運営する上で必要な資質及び能力 ○医学部附属病院長選考基準 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/2023hospital_standard.pdf <u>第七条の三 法第十条の二第二項に規定する合議体は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</u> 一 理事会その他の当該病院の意思決定を行う組織（以下「理事会等」という。）で委員を選定し、委員名簿及び委員の選定理由を公表すること。 ○役員会における委員の選定（役員会議事要録） https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/48650 ※審議事項「（1）国立大学法人愛媛大学医学部附属病院長候補者選考会議委員の選定について」をご覧ください。 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/49175 ※審議事項「（3）国立大学法人愛媛大学医学部附属病院長候補者選考会議委員の選定について」をご覧ください。 ○委員名簿及び委員の選定理由（附属病院長候補者選考会議委員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/2025hospital-meibo.pdf 更新あり 二 委員の数は五人以上とし、委員のうち複数の者は、当該病院と特別の関係がある者（次項各号に掲げる条件を満たす者をいう。）以外から選任すること。 ○委員の選任状況（附属病院長候補者選考会議委員名簿） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/2025hospital-meibo.pdf

		三 管理者の選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表すること。 ○選考結果、選考過程及び選考理由（附属病院長の決定について） https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2022/03/20240206-hospital-kettei.pdf
		■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 第十五条の四 （略） 一 （略） 二 次に掲げる要件を満たす医療の安全の確保に関する監査委員会を設置し、委員名簿及び委員の選定理由について、これらの事項を記載した書類を厚生労働大臣に提出すること及び公表を行うこと。 ○附属病院における医療安全管理について https://www.ehime-u.ac.jp/information/medical-safety/ ○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会規程 https://kiteisv.office.ehime-u.ac.jp/tinyURL/33885
	更新あり	イ 委員の数は三人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、当該病院と利害関係のない者から選任すること。 ○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会委員名簿 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/20250401_med_gaibukannsa.pdf
	更新あり	ロ イに規定する利害関係のない者には、次に掲げる者を含むものとする。 （１）医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者 （２）医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（（１）に掲げる者を除く。） ○附属病院医療安全管理業務に係る外部監査委員会委員名簿 https://www.ehime-u.ac.jp/wp-content/uploads/2025/03/20250401_med_gaibukannsa.pdf ハ 年に二回以上開催すること。 ○附属病院における医療安全管理について（「監査記録」欄をご覧ください。） https://www.ehime-u.ac.jp/information/medical-safety/ ニ 次に掲げる業務を行うこと。 （１）医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について管理者等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。 （２）必要に応じ、当該病院の開設者又は管理者に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講ずるよう意見を表明すること。 （３）（１）及び（２）に掲げる業務について、その結果を公表すること。 ○附属病院における医療安全管理について（「監査記録」欄をご覧ください。） https://www.ehime-u.ac.jp/information/medical-safety/